

山梨県公報

第三百六十九号

令和五年

四月十三日

木曜日

目次

告示

○手数料の収納事務の委託.....二六七

公告

○収去飼料の試験結果の概要.....二六七

○公共測量の実施.....二六九

○公共測量の終了.....二六九

公安委員会

○技能検定員等審査の実施.....二六九

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示.....二七〇

告示

山梨県告示第百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。
令和五年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会

二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料

三 委託の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

公告

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第

五十六条第七項の規定により、令和五年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次
のとおり公表する。

令和五年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要						
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
清水港飼料株式会社清水工 場静岡県静岡市清水区幸町	富士飼料株式会社 山梨県北杜市白州町鳥原	まるス印肉牛用配合 飼料肉牛肥育用ペ レット	令和五年一 月	一三・五	三・六	四・三	五・四	〇・九〇	〇・四六	
J A 東日本くみあい飼料株 式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開	J A 東日本くみあい飼料株 式会社山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	くみあい配合飼料 甲斐ビーフ	令和五年二 月	一二・九	三・四	七・九	四・〇	〇・四五	〇・四七	
同	同	くみあい配合飼料 子牛育成用はぐくみ パウ	同	二〇・二	二・六	七・一	六・三	〇・七五	〇・五六	
中部飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家塚	マル中印肉豚肥育用 配合飼料 E M E ボーク	令和五年一 月	一二・七	二・九	三・二	四・一	〇・五六	〇・四〇	
同	同	マル中印ブロイラー 肥育前期・後期用 配合飼料 プロアツプ後期	同	一九・一	六・四	二・六	四・七	〇・七六	〇・四六	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により北杜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 北杜市全域
- 三 測量の期間 令和五年四月十日から令和五年十月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により市川三郷町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真測量 デジタル数値撮影）
- 二 測量の地域 市川三郷町全域
- 三 測量の期間 令和四年十一月十八日から令和五年三月二十四日まで

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和五年四月十三日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免

許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

- 1 審査日時 令和五年五月十六日（火）から同月十九日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

- 1 期間 令和五年四月二十四日（月）から五月二日（火）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

- 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
- (二) 普通自動車免許 一万九千五百円

- (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

- (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
- (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

- (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
- (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
令和五年四月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スモールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日山梨県内水面漁場管理委員会指示第一一一号に準じ、コクチバス（スモールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。

二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和五年四月十七日から令和六年四月十六日まで